

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第十六号

(三七五)

昭和二十九年四月九日(金曜日)午後一時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
上林 忠次君
小笠原二三男君
武藤 常介君

委員

秋山俊一郎君
島村 軍次君
常岡 一郎君
三木興吉郎君
成瀬 幡治君
戸川 武君
三橋八次郎君
鈴木 強平君

國務大臣

農林大臣

保利 茂君

政府委員

大蔵省主計
局総務課長

佐藤 一郎君

農林大臣官房長

渡部 伍良君

本日、の会議に付した事件

○補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松永義雄君) これより特別

委員会を開会いたします。

補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題に供します。本日は農林省関係の審議を行います。

政府から農林大臣、農林大臣官房長

渡部伍良君、説明員農林改良局普及部長
長根川計君、大蔵省主計局総務課長
佐藤一郎君が出席せられております。

先ず農業改良助長法に基く補助金の
特例に関する規定について御質疑のあ
るかたは御発言を願います。

○上林忠次君 この農業改良助長法が
できて、これによつて設置されてお
りますこの改良普及員、農業専門技術
員ですか、あの一連のああいうのは普
及施設に対して出しております三分の
二の補助、これを二分の一に下げるよ
うにしようということが提案されてお
るわけでありまして、国を挙げて食糧
増産をやらかしつゝ増えられておるこ
の問題を前に控えて、一方農林関係にお
きましていろいろ補助金が相当減
つておる、こういうふうな場合に、こ
増産の目標を達成するために、一番私
必要と考えております普及員の補助を
減らすというふうなことに提案されて
おりますが、これはどういふ理由によ
るのでしょうか、この点一言お尋ね申上
げます。

○國務大臣(保利茂君) 農業経営の改
良進歩を図つて参ります上に負荷せ
られております改良普及員の仕事の
重要性は、只今お話し通つてあるわけ
であります。従つて國としても従来三
分の二の高率負担をいたして参つてお
るわけでございますが、理由はどうい
う理由かと言われれば、これはもう財
政の理由と申上げるよりはかはらないわ
けでございます。この二分の一に落着

きまするあの経緯を御覧頂きまして
も、私どもがこの事業に何とか十分日
的を達するようにしなければならんと
努力をいたしましたことも御承知を願
つていふことと思つてございませう。

○上林忠次君 三分の二と、二分の一
とのこの差額、結局六分の一になりま
すか、そういうふうな金が地方交付
金、そういうふうなもので行つてい
るわけでありまして、なぜかういふよ
うな、現在の増産の効果を上げてい
る、農業の普及改善に大きな効果を上
げている、特にこの時局に必要なこの
事業を、交付金でやつていけるだけの金
があるなら、なぜ今それを分けてなくち
やならんのか、従来通り三分の二の補
助を受けて行つたらいいのじやないか
と思つたのですが、なぜ交付金で見られ
る財源があるのを分けたかという理由
を一つお尋ね申上げます。

○國務大臣(保利茂君) これは三分の
二で計上して参りますれば、今年度
ベース・アップその他を見まして十六
億、この間衆議院の修正で十六億五千
万円ということになるわけでありま
す。計上いたしておりましては十二億
九千万円、従つて差額三億六千万円ほ
どがいわゆる三分の二と二分の一の差
額になるわけでございます。その大部
分は交付金のほうに措置をいたしてお
る。ただ併し同時に今ほかのほうの問
題でも問題として参りますところの
この富裕県との関係があるわけであり
ます。この差額三億六千万円のうち富
裕県の分が約一五%くらいを占めるわ
けであります。その一五%は交付金の
ほうに措置をいたしてない。即ちこ

の富裕県の財政調整と申しますが、そ
れだけを行う、従つて三億六千をその
まま交付金に財政上の措置をしていな
いということになりますわけござい
ます。従つてその他の県につきまして
は三億余円の交付金の処置をいたして
おる、それを十分私どもも徹底をいた
しまして、ためにこれが別途の用途に
使われて改良普及事業が後退すること
のないような措置をとつて行く方針で
準備をいたしておるわけでありませう。

○上林忠次君 先ほど申しますよう
に、農林省の交付金が相当減つており
ます。これは國の財政の關係から止む
を得ん部分もあつたのであります。が、
この一番の農業關係として問題であり
ます國の食糧問題、これを何とかして
この増産を改善するために、もう
ほかの交付金は減つても、大きな財源
を用いずに相當な効果を挙げられる普
及施設こそ、全力を挙げてこれを維持
して行かなくちやならんじやないか
と考えるのですが、特にさういふよう
な財源が或る程度減つても、まあ地方
で賄ふ事があつても、大部分財源は
地方に交付してあるというふうなこ
とならば、今更迭改を与えずにこのま
まで通して行かないのか、私農林省の
皆さんのお考えがこの指導機關に対す
る考えが、まだ必要性が徹底していな
いのじやないか。或いは大蔵省のこれ
は考えが入つてゐるのかも知れませ
んが、まだ、ほかに削る分があるじや
ないか。これこそ強化しなくちやなら
んじやないか、あまり金の要らない、

ざるを得ないじやないかと、こういう
ことでまあこの案を提出をいたしたわ
けでございます。

○上林忠次君 三分の二と、二分の一
とのこの差額、結局六分の一になりま
すか、そういうふうな金が地方交付
金、そういうふうなもので行つてい
るわけでありまして、なぜかういふよ
うな、現在の増産の効果を上げてい
る、農業の普及改善に大きな効果を上
げている、特にこの時局に必要なこの
事業を、交付金でやつていけるだけの金
があるなら、なぜ今それを分けてなくち
やならんのか、従来通り三分の二の補
助を受けて行つたらいいのじやないか
と思つたのですが、なぜ交付金で見られ
る財源があるのを分けたかという理由
を一つお尋ね申上げます。

○國務大臣(保利茂君) これは三分の
二で計上して参りますれば、今年度
ベース・アップその他を見まして十六
億、この間衆議院の修正で十六億五千
万円ということになるわけでありま
す。計上いたしておりましては十二億
九千万円、従つて差額三億六千万円ほ
どがいわゆる三分の二と二分の一の差
額になるわけでございます。その大部
分は交付金のほうに措置をいたしてお
る。ただ併し同時に今ほかのほうの問
題でも問題として参りますところの
この富裕県との関係があるわけであり
ます。この差額三億六千万円のうち富
裕県の分が約一五%くらいを占めるわ
けであります。その一五%は交付金の
ほうに措置をいたしてない。即ちこ

の富裕県の財政調整と申しますが、そ
れだけを行う、従つて三億六千をその
まま交付金に財政上の措置をしていな
いということになりますわけござい
ます。従つてその他の県につきまして
は三億余円の交付金の処置をいたして
おる、それを十分私どもも徹底をいた
しまして、ためにこれが別途の用途に
使われて改良普及事業が後退すること
のないような措置をとつて行く方針で
準備をいたしておるわけでありませう。

○上林忠次君 先ほど申しますよう
に、農林省の交付金が相当減つており
ます。これは國の財政の關係から止む
を得ん部分もあつたのであります。が、
この一番の農業關係として問題であり
ます國の食糧問題、これを何とかして
この増産を改善するために、もう
ほかの交付金は減つても、大きな財源
を用いずに相當な効果を挙げられる普
及施設こそ、全力を挙げてこれを維持
して行かなくちやならんじやないか
と考えるのですが、特にさういふよう
な財源が或る程度減つても、まあ地方
で賄ふ事があつても、大部分財源は
地方に交付してあるというふうなこ
とならば、今更迭改を与えずにこのま
まで通して行かないのか、私農林省の
皆さんのお考えがこの指導機關に対す
る考えが、まだ必要性が徹底していな
いのじやないか。或いは大蔵省のこれ
は考えが入つてゐるのかも知れませ
んが、まだ、ほかに削る分があるじや
ないか。これこそ強化しなくちやなら
んじやないか、あまり金の要らない、

ただ人的資源を動かして、これで農業者の教育をして行く、技術的の向上を促進する、こういうような金を減すというのには気がつかないのだけれど、その農林省の御意見、この指導機関に對するこの程度この強化に對する熱意を持つておられるか、そういうような点を御説明願いたい。

○國務大臣(保利茂君) これは先ほど申し上げました通りです。改良普及事業の持つておきます使命、仕事というものの對して、私はもうあらゆる機会にこれを高く評価して頂いて、ことに感謝をいたし、又ともかくもこの百姓の仕事というものは、その口で言われるよりも、進歩とか、進歩とか行くと、やはりその農業の本質からいって、手を引き、拍子をとつて、とにかく一歩々々改良の足を挙げて行く、そんなことまでは要らんことじやないかというところから、まあやらなければ農業というものは進歩するものじやない。随分これまで食糧増産のために金を使つておつて、さつぱり増産の効果が上らんじやないかというふうなお叱りを受けますけれども、それとも併し遅々としながら戦前と戦後相当見るべき増産が実を挙げられておるといふことは私は實際認めたい。その大きな一つの役目を果しているのが、やはり技術的に經營的にお世話をしてゐるこの事業なんでございますから、この事業の必要性を感じることにおいて、私も農村の片隅に生活をいたしておりましたものとして強くこの点は感じておるわけでありませう。ただ併し同時にこの改良普及事業というものは、私はその果々においてても國以上の熱意を持つてもらわ

なきやならんじやないか。ともあれ自分の果の農業の發展を促して行くためには、果においててもこの事業に相當の重点を置いて頂くところの熱意なしに、ただ國が中央から指図をする、金を流すといふことで目的を達するものではない。そういう上から見ますといふと、これは言い過ぎになるかと思ひますけれども、とにかくそういう地方の熱意というの、自主的な考え、熱意によつて改良普及事業がより浸透して参るといふことは、私は更に必要にやなからうかというふうにもまあ考えるわけでございます。この事業に對する指導、事業に對する私どもの考えはそういう考えでおるわけでありませう。

○三橋八次郎君 この事業が食糧増産に重要であるといふことは、農林大臣初め農林省におきましては十分御認識のことと思ひますが、併し非常な重要である急場の食糧増産はこれだけではならんといふように御認識なされておられる、こういう重要なものを補助削減の対象にするといふようなことにつきましては、何か了解のできない点があると思ひます。この事業に對する認識不足から来ておるのではなからうかと思ひます。この事業を削減の対象にしたといふいきさつにつきまして、大蔵省のほうから一つ……。

○政府委員(佐藤一朗君) 今までにも実はしばしば御説明を申上げたわけですが、大蔵省が予算編成の際に、いわゆる補助金の整理という一項目を編成方針の一つに掲げたわけでありませう。これは一つにはいわゆる財政緊縮とい

う見地から、不急不用のものではできるだけ整理したい、こういうものもございませう。それから今回は御承知のように入場費と税でありますとか、たばこ消費税というふうな、いわゆる一連の地方財政に對する大幅な改正がございまして、中央、地方を通する財源調整という問題が取上げられておりませう。それで補助金の関係におきましても、できるだけその仕事の性質その他から見まして、或る程度地方に任せてよろしかろうといふものはこれを地方に任ずると、こういう大きな方針を對しております。それで地方団体に対する補助金につきましては、緊縮という面を相當頭に置いております。勿論これは一概には行ないのではありません、その補助金、その補助事業の性質に応じて考えるべきものであります。それで大蔵省といたしまして、この農業技術の改良といふことは、いわゆる農業増産の基本的な問題、基本的な政策であるといふ点についての認識に對しては、実は十分に認識をしておるという自信を持つておるものでありませう。従いまして、これについての重要性といふことを十分認識したのであります。同時にまあこの制度もすでに幾分、当初一部の人々にしか趣旨が徹底しておらなかつたものが、もう相當十分に各方面にその趣旨も徹底普及したことであります。補助金整理の方針の際に、大蔵省が補助金というものは普通の場合多くは二分の一という補助率が普通のノーマルな形でございます。それを越える補助率といふものは何らか

の特別な事情、或る特殊な機関に特にこの種の目的を達成するためにとるといふ場合が多いのでございませう。それで補助金整理の一つの項目として、補助率を原則として二分の一まで下げるといふ大きな目標を一応掲げたのであります。それでこの場合におきまして、只今申上げましたように、すでに制度の趣旨も相當普及した段階に立至つておりますし、かたゞその性質が農業といふ、國のみならず地方団体においても十分に強い関心を持つて然るべき事業であるといふやうな、これをいふ普通の二分の一の補助にすると、國と地方とが半ばずつを出し合つて、そして共同の責任で事業の遂行をするといふのが適當な姿ではないか、勿論これを切り放しにする気持はないのでございませう。そういう形にすると同時に必要なる財源を今國地方の財源に繰入れると、まあこういう考え方がなつたわけでありませう。

○三橋八次郎君 なか／＼おつしやることは一応おわかりになつたやうなことをおつしやつておられますが、やることは全くそれと逆行しておるやうな感じがいたすのでございませう。考えてみますと、交付税で六分の一を出し、それから二分の一はこの補助で出すといふやうなことに對して、合せて三分の二つしやいますけれども、これはそういうやうな財政といふものによつてこういう措置を講じなければならぬものならば、どうせ三分の二という実質の金が行くように処置したから、法律はこれでいいじやないかと、こういうやう

に話が開えるのでございませうが、そうならば、財政だけの問題で行つたならば、別にこの二本建にする必要はないので、立派な法律が厳として存在しております以上は三分の二出して頂きまして、この通りにやつて行けばいいといふことになると思ひます。まあこの間の間はといふやうなことは、三十年度といふやうなことになることは、三十年度といふやうなことになることは、大蔵省のほうではあれで申訳が立つと思つておられますか、どうでございませうか。

○政府委員(佐藤一朗君) まあ自分の間といたしましては、もと／＼これらの法律に關係する事項は非常にたくさんございませう、それ／＼の実体法然將來とやらられて然るべきものでありますから、まあ自分の間といふ御提案をいたしたのであります。いろいろの事情で衆議院におかれまして一年といふことに時限的な修正を受けたわけでありませう。まあものによりましては、一カ年で十分検討することが時間的にも適當であるかどうか、或いは問題のものもあるかと思ひますが、すでにそういう修正を受けておるわけでありませう。この一年間にできるだけ各条文に關係する事項につきましては検討いたしまして、そして將來の持つて行く方を政府としても検討することを迫られるわけでありませう。我々もいたしましては、そういう修正の趣旨に副つてそれに対処をして行きたい、こういうふうな考えでおるわけでありませう。

○三橋八次郎君 成るほど一年といふやうな時限になつたからといふので少し安心なさつておると思ひます。これは一つにはいわゆる財政緊縮とい

う見地から、不急不用のものではできるだけ整理したい、こういうものもございませう。それから今回は御承知のように入場費と税でありますとか、たばこ消費税というふうな、いわゆる一連の地方財政に對する大幅な改正がございまして、中央、地方を通する財源調整という問題が取上げられておりませう。それで補助金の関係におきましても、できるだけその仕事の性質その他から見まして、或る程度地方に任せてよろしかろうといふものはこれを地方に任ずると、こういう大きな方針を對しております。それで地方団体に対する補助金につきましては、緊縮という面を相當頭に置いております。勿論これは一概には行ないのではありません、その補助金、その補助事業の性質に応じて考えるべきものであります。それで大蔵省といたしまして、この農業技術の改良といふことは、いわゆる農業増産の基本的な問題、基本的な政策であるといふ点についての認識に對しては、実は十分に認識をしておるという自信を持つておるものでありませう。従いまして、これについての重要性といふことを十分認識したのであります。同時にまあこの制度もすでに幾分、当初一部の人々にしか趣旨が徹底しておらなかつたものが、もう相當十分に各方面にその趣旨も徹底普及したことであります。補助金整理の方針の際に、大蔵省が補助金というものは普通の場合多くは二分の一という補助率が普通のノーマルな形でございます。それを越える補助率といふものは何らか

ども、これは農業のほうはなか／＼そうは行かぬのでございまして、一年遅延をいたしましたれば、それを更に原庁に持つて行きますれば五年も六年もの数年次がかかると思ふのであります。

実際の普及事業というものは漸く世間に認められ、食糧増産に本當に貢献し得るような、やつと端緒を得たこの時期において、一年間、こういうようなことになるということになりますと、又ここ数年というものは、恐らく遅延状態で、何のこともやらぬがわかんというふうなことで進むと思ふのでございまして、そういう意味におきまして、やはりこれは三分の二継続をして行く、だん／＼盛り上げて行くというところが非常に必要だと思ふのでございまして。まあこれは甚だ失礼な申し分でございますが、一体大蔵省のほうでは、食糧増産に一番の近道は何だと思つておられるのでございましてか。

○政府委員(佐藤一朗君) これは非常にむづかしい問題で、日本の農業政策の全体の問題に關係するわけでございまして、私から御答弁を申し上げるのが適當かどうかわかりません。まあ從來農林省がとつて来られた各種の基本的な方針がございまして、土地改良の問題もございまして、それから品種改良の問題もございまして、それから、或いは又、いわゆるここにあります農業技術の向上という面に対する政策を推進して行くという点もございまして、まあ、或いは又肥料問題を解決して行く、各種の観点からやはりいろいろな手を打つてやつて行く以外に現在はないというふうな考へております。又そのとき／＼に政策の重点というものは當然變つて然るべきものであります。

して、まあ農業技術の改良普及につきましても、終戦後から非常に力を入れて参つたわけでありまして、我々もそういう従来の線は大いに尊重いたしたたのでありますからして、国の責任であると同時に、地方と協同してこれをやつて行くというのが適當であるという意味におきましては、ただむやみに高率の補助率であれは、我々はただ予算の補助率が高い、補助金が僅かばかり多いというだけで、すべての農業生産が解決すると思つておりました。まあ別の角度からして、やはりい

わゆる補助率についての普通の形に帰したいという、こういう要求も又相容れて、そして調整を図つて行く点は、少しも差支えないのじやないかと、このように考へておられますが、事業そのものについて十分その重要性を認識しておるつもりであります。

○三橋八次郎君 普及事業も十分重要に考へておられるようでございまして、が、どうも外部から、農業關係のものから見ますと、今の農林省というふうなもの、大蔵省の農務局のような感じではなからうかという感じがするものでございまして、特に技術關係でありますとか、地方に關係したものは、指導事業なんというものは、如何にここで大蔵省の關係のかたが重要だといつて述べましても、補助金を削つておるところを見ますと、これは重要だといふことを百遍申しまして、事實は重要視しておられるということがはつきりしておるでございまして、この生き残技術に關係したこと、或いは農業の本當の下部の政策に關係したことなど

は、農林省の言ひ分も十分お聞きになつて、財布の紐を持つておるからわし

が強いのだ、お前らはどういふ理屈をこねくつても、わしはわしの道を行くんじやないか、これは、私は農業政策というものは打立てて行かれないと思ふのであります。勿論この事業に關しましては、地方も中央も一体となつてやらなければならぬことは当然でございまして、今仮に三分の二の補助金をもらつておるとしますと、これは六六六の補助金にならなければならぬのが本當でございまして、併しな

ら、大蔵省のこの給与の差額などの關係で、實際申しますと、六六六にはなつておらんのでございまして、ここで調べて見ますと、普及員で四五〇、専門技術員では僅かに二四〇の補助になつておるのでございまして、これは表面では六六六の補助ということになるのでございまして、これぐらい犠牲を払い、地方で熱意を以てこの事業に協力しておるといふことがわかるのでございまして、更に私が、今のならば二分の一になつたときであります、二分の一になつたときと四五〇と二四〇というふうな、こういうふうな關係になつて来まして、恐らく地方の今の財政状態ではしむを寄せないのだ、普及員は整理をせぬのだと、こう言ひましても、交付金の形で持つて行つた場合におきましては、どうしても弱い農業關係のほうにしが寄つて来まして、折角重要だと考へられる人員整理というやうなことになると思ふのでございまして、今普及事業費の總額を見ましても、二十九億七千八百三十九万、これを内訳で見ますと、國庫助成は四三%、県の義務負担というものは二

二%、純県費、これはもう補助金に關係なく、県で出しておるものが二四%、町村の貧弱な財政でさへ一%負担で現在やつておるといふやうな実情にあるのでございまして、こういうやうなことで、更にこれを二分の一に削るというところによつて、地方財政でその余分を負担することができると思ひますかどうか。これは地方の財政の事情に明るい大蔵省のほうの見通しは一体どういふやうなことでございましてか。お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一朗君) おつしやいます通り、現在の情勢におきましては、地方において相當いゆる自前の負担をしておるのであります。まあこれは勿論いろいろ原因があると思ひます。私どものほうで、いわゆる補助職員の手算手帳というものを定めるときに、これは農業改良普及事業に限りませんが、いわゆる政府が地方に對して、職員を設置補助に對して、農關係林、厚生關係その他各省關係に相當の補助金を出してあります。そういう補助職員といゆる設置のための給与の単価というものを一律に定めております。その結果といたしまして、或る部分については、その実情から見ると、特にきつくなつておるといふやうなものがあると思ひます。又これは事務の性質上、これを一律の単価をとるといふことは實際上困難でありますので、一律の単価をやつておる。そのために人件費のいわゆる負担において、地方に對して十分なことを行へない結果になつておるのであります。これについては、私ども

もできるだけ今後そういうことにな

いようにしたいとは考へておりますが、從來とかくそういう傾向がござい

ましたことは事實でございまして、そういう問題は、或いは又予算の上で、或る定員を見ておるのであります、どうしてでも各省のそれ／＼の立場からすれば、更に予算の多くの職員を配置したいという希望も當然出て来るわけでありまして、従ひまして、その職員の人教或いは給与の単価等におきまして、どうしても地方において自前の負担というものが出て来るわけであり

ます。勿論地方自治の確立してある今日でありますからして、その府県、その府県によつてそれ／＼事情が異なるわけでありまして、農業に非常に重点を置かれるところの県知事であれば、ほかの費用を差繰つても農業のほうに廻しましやうし、或いは又それよりも更に緊急な経費がある場合においては、そのうちにも廻す、まあこれがいわば地方自治のやり方でありまして、そういう意味においては自前財源、これは勿論府県においては交付税以外にも本來の独立の財源があるわけでありますからして、そうした独立の財源を如何に廻すかという問題によつてそれ／＼事情が違つて来ると思ひます。先ほどお話のございましたように、非常に県によりましては、この制度に力を入れられまして、國が出しました経費の更に五割ぐらゐも余計の経費を渡つておる県もございまして、或いは又補助率に見合う財源をかつ／＼出して又補助という県もございまして、現在中央地方、いわゆる地方の財政が完全にまだ制度的に調整し切つておりませんからして、どうしても財政力の貧弱な県と、それから然らざる県との間にそれ／＼多少

の扱いが異なつて来る面が止むを得ず出て来るのであります。併し地方自治というものを前提にして或る程度ものを考えなければならぬという現在であるとするれば、その前提に立ちまして、できるだけのことを、農林省等におかれども指導によつてできるだけこの方面に力を入れるように自治体を指導する、こういう方針を立てておられるわけでありまして、それから行政の行政の方面の指導と相俟つて、できるだけ一つ地方の方面においてもこれに対する力の入れ方を十分にしておき、こういうふうな期待しておるわけであり

○小笠原二三男君 関連して……簡単に農林大臣にお尋ねしますが、今の政府財政当局の御意見と農林大臣としては全く同意見でございますか。同意見だとあれば、これは何にも論議する必要もないのですが。

○国務大臣(保利茂君) 私の申し上げることはさつき申し上げた通りであります。

○小笠原二三男君 だから財政当局が只今お述べになつたような御意見と農林大臣は全く同意見でございますか。

○国務大臣(保利茂君) 私は今どういふことを言つたか私よく聞いておらなかつたのです。

○小笠原二三男君 それではこれは重要なことですから、速記録で大臣に見て貰いて後日大臣の御所見を承わりたいと思ひます。委員長においてそういうふうな取扱をされるように願ひます。

財政制度等でまだ未熟な点もあるからというふうなことで、言葉の上では前段ではいいことを言つておつたけれども、決しておられるのですが、今の地方財政は国の財政に依存する、形が制度的にもそうなつておる。それで余剰財源、独立財源というものは一般にあり得るはずがないし、あつてもそれが十分自由な操作ができないというふうな実情になつておることは、過去何年間かの赤字の累積というものを考えれば否定できないはずなんです。それが先ほど農林大臣もおつしやるように、いや二分の一になつた分の足りない部分は交付金のほうで見ておるのだ、三億何がし見ておるのだ、だから財政には何ら辻褄が合はんというのではないのだというふうな御主張がございましたけれども、例えば一例を挙げれば、そのこと自身は疑問があるんですよ。あとでこれは申し上げますが、併し一例を挙げれば、昨日衆議院を通過した地方税法によつて税率等の変更による歳入欠陥が平年度において六十九億円と言われておる。少くとも初年度の今年でも五十五億程度は歳入欠陥になるだろうと言われておる。財政当局でも、あとで説明の場合伺いますが、この歳入欠陥は或る程度は認められておると思うのです。そうすると、当初立てられた地方財政計画というものはその点において覆えておる。そこで又交付金で見ているからいいのだと言つても、決定的にはそれだけ地方のいわゆる財政というものは圧縮させられるか、或いは補正なり、或いは増額なり、或いは自然増収を見込むなり、或いは起債等々でカバーして行かなければならぬ部分がある。現に出て来ておる。そういうふう

うになつておる現実から言へば、こういう負担率の変更というものは地方財政に非常に大きくしわ寄せになつて来ることは火を見るより明らかなんです。この点について根本的に地方財政計画を立直した資料を我々に見せて貰かない限りは、交付金で見えておるのだと言つたところでこれは承認できない。而も従来純原費なり、或いは市町村それ自身が持出しておるこの方面の事業費というものは相当高率に上つておるのですから、人件費そのものも十分賅つておらんのですから、だから私はこういう点を勘案されて、財政当局からも一度、こういうことでやつて行けるのだ、自主財源があるのだから、それ、熱意のあるものはやつてもらうのだ、そう言えるかどうか、もう一度伺つておきたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 今般のいわゆる地方税の問題、これは新たに起つた問題でございます。これについては後に一般会計で或る程度の責任を持つというふうなことも予定されておるわけでありまして、一応その点を切離して考えましても、明らかに地方財政は勿論案ではございません。相当窮乏しておることは我々も認めております。であります。この問題に關しましては一応の見返財源を地方財源に見ておる、多少しわ寄せになる点があるのではないかと、こういうことでございまして、私も私どももいたしましては、只今小笠原さんがおつしやいましたように、窮乏しておることも事実であります。が、全然やり繰りがきかない財政というものでもないだろう、こういうふう

に考えております。ものによつては一方を節約しても出すということも当然

考えられるわけでありまして、只今のいわゆる地方財政の問題は、経費の節約を更に強化しなければならぬのでありまして、いろいろの形の全体としての調整、やり繰りを勿論できるだけ検討する必要があるわけでありまして、全然見合の財源を見ておらんと、これは全くないとして、一応計算上の財源を大部分見しておるわけでありまして、それから、ほかの地方財政全体の問題というところからみ合せますと、苦しいことはよくわかりますが、これ自体の問題といたしましては、今後只今の約一兆に上る地方財政の枠の中で調整の付かないほどの大きな穴と言いますか、大きな額とは考えられないのであります。

○小笠原二三男君 今のあなたのおつしやることはね、どこから言つてもおかしい。というのは、地方財政計画を立てておる自治体のほうの説明、或いはそのほうで提出しておる資料によると、この補助の負担金の増減に伴う経費の増減調べというもので見ますと、約二十億八千三百万というものが地方負担増と出ておる。それでそれを相殺するがためにこの地方財源の増加額二十二億三千三百万というものをこれに充てておる、結果としては……この二十二億三千三百万は、いわゆる宝くじなり、国庫納付金の経費による地方収入分、これで結局国庫納付金等をやるることによつて補助金の整理に關する負担増をカバーするというふうに見合になつて出ているのです。従つてそれ切りで解決できるのだという態度になつておる。然るにあなたのは、足りない部分は地方の独立財源、節約等をやつてもらうし、やれるのだと、こ

ういうことを財政当局自身言うこと自体は、これは全体の財政調整なり、或いは今の国の財政計画なり、地方の財政計画を立てられている。論理的な筋から言へば、矛盾した、言えないことなんだ。そういうものまで当て込んで、そうしてなおこの法律改正をやつて行こうなどというところは、余りにそれはずう／＼しいけ／＼した考えなんだ。筋がちつとも通つておらんのだ、ということだと私は考える。まあ今は関連しておりますから、私に時間が来たときにこれは相当やりたいと思ひますが、一応それだけ聞いておきたい。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと非常に議論に食い違ひがありますから、私からお断わり申し上げておきますが、例のいわゆる競輪その他の収入の問題、あれは別に今回の補助金を地方に廻しますことによつて地方の財源負担が重くなるということと特に見合わせるためのものではないのであります。〔経過はそうなつてゐるんだ〕と呼ぶ者あり。そういうことでなくして、地方交付税の計算において、それだけのいわゆる地方の負担の増えた分は計算をしておると、こういうことであります。一方において収入が地方において競輪等の収入が増えました分も、別個に地方交付税等の中に勿論参酌せられて来るわけでありまして、直接に見合ふという關係には立つておらんわけでありまして、それから私が申し上げた意図は、先ほど三橋さんのおつしやいましたのは、三分の二とか、二分の一とか言ひけれども、実際はもつと地方が負担しているのじやないかという実情を指摘されたわけでありまして、そうい

う実情があることを我々も農林省当局等からも聞かされておりますし、そういう問題については実は申し上げたわけでありまして、その点だけは一つ御了解願いたいと思ひます。

○三橋八次郎君 先ほどのお話を伺つておきますと、交付金交付金で出しでやると、そうすると、熱心な知事は、さういふ使つたらよろしいし、熱心でない知事はさういふ使つたらよろしいんだというふうなお話があつたように伺えるのであります。食糧増産の極めて喫緊な今日におきまして、知事がやらんから食糧増産は放つておいてもよろしいと、こういうことで国の責任というものは務まるものかどうか。知事が不熱心であれば、その不熱心であるほどその県の食糧増産のために補助金を出して、さうして増産の果を促進して行かなければならぬというのが本当ではなからうかと思ひます。どういふことが、今のような大蔵省のお考えでは、日本の食糧というものの外国から輸入しさえすればそれで事足りると、やりた知事はやらなくてもいいんだと、こういうふうな極端にもお考えになつておらんではないけれども、今のお話から拝聴いたしますれば、さういふことも伺えるのでございませうが、食糧問題につきましては、若しもさういふふうなお考えでありましたならば一日も早く改めて頂きまして、どの県も地方の余裕のある限り増産の果が上るよう、知事の不熱心であるところは補助金などを多額にやつて、その土地の利用価値を高めて行く、さういふ方向に持つて行つて頂きたいと思ひます。さういふ。なお農林省では貧弱な農村を

相手にしておりますから、恐らく補助金はたくさんいる。補助金があると思ひます。さうしてその補助金のうちには、法的に予算に組み込まなければならぬ補助金と、法的に補助金と、それから補助金の総額といふものはさういふふうになつておるかといふことを伺ひたい。もう一つは、これは大蔵省に伺ひたいのでございませうが、かように農林省では補助金の総額といふものはかなり大きい。ほかの省との見合でどうしても、農林省の仕事はこれは重要な仕事であるけれども、他の省のこを削るから、農林省でもこを削らなければならぬ、さういふふうな机上の予算の権衡をとらなければならぬといふふうな、さういふ考えからこの事業が犠牲になつたといふふうな、さういふ事実がございませうかといふことを一つ伺ひたいと思ひます。

と、何か厚生省のこれを削るからこつちの普及事業も削るというふうな、さういふことはなかつたのですか。○政府委員(佐藤一郎君) まあ事柄とさういふ、仕事の性質も違つてありますからして、直ちに厚生省等の事柄と比較して、こつちをどうとかいふことは別にございませう。

○島村軍次君 農林大臣が折角御出席になつておりますから、或いはお答えになつたことであつたかとも考えますが、一府大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○島村軍次君 農林大臣が折角御出席になつておりますから、或いはお答えになつたことであつたかとも考えますが、一府大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 それは本当ですか、もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(佐藤一郎君) これよりお答えのしようがないのでありますが、これはこれとして検討した上、さういふ結論になりました。他の犠牲といふような考えは、勿論さういふことはな

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 厚生省のほうの関係

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 それは本当ですか、もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(佐藤一郎君) これよりお答えのしようがないのでありますが、これはこれとして検討した上、さういふ結論になりました。他の犠牲といふような考えは、勿論さういふことはな

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 厚生省のほうの関係

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 それは本当ですか、もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(佐藤一郎君) これよりお答えのしようがないのでありますが、これはこれとして検討した上、さういふ結論になりました。他の犠牲といふような考えは、勿論さういふことはな

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 厚生省のほうの関係

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 それは本当ですか、もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(佐藤一郎君) これよりお答えのしようがないのでありますが、これはこれとして検討した上、さういふ結論になりました。他の犠牲といふような考えは、勿論さういふことはな

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 厚生省のほうの関係

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 それは本当ですか、もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(佐藤一郎君) これよりお答えのしようがないのでありますが、これはこれとして検討した上、さういふ結論になりました。他の犠牲といふような考えは、勿論さういふことはな

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 厚生省のほうの関係

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 それは本当ですか、もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(佐藤一郎君) これよりお答えのしようがないのでありますが、これはこれとして検討した上、さういふ結論になりました。他の犠牲といふような考えは、勿論さういふことはな

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問で御懸念になりましたような点はございませう。

○三橋八次郎君 厚生省のほうの関係

男若「入っていないんだ、何言つてんだ、しつかりせいで」と述べ、入っていないのです。なお事業費は事業費でそれ別に組んでおりますから、これは各種のほかの補助金で見ると、こういうふうになつておるのであります。

○島村軍次君 大臣は恐らく御存じないのじやないかと思うのですが、こういう問題があるのです。この普及員を置いたために、地方の町村では少くとも数万若しくは十数万の事務的経費及び旅費、それからいろいろの事業に伴う諸雑費というものを相当負担しております。これらの諸費用は一体この補助の対象になつておるのかどうかということとを先ず……。

○政府委員(渡部伍良君) 実際問題として普及員を市町村に駐在させ、そのために市町村が相当負担しておるのがあります。これに農林省としましては、市町村側々に駐在させ、或いは数市町村をまとめて駐在させ、いろいろ指導が要つて来てありますが、市町村で負担する分につきましては、我が国の法律の趣旨から言つて、国と農林省と都道府県との共同事業ということになつておりますので、市町村の分は補助の対象に一応見ていないのであります。そこに今問題があると思ひます。

○島村軍次君 そこで大蔵省のほうと関連を以てお尋ねいたしたいと思うのですが、シヤウブの勧告案による税制改正の当時は、寄附金を排除するといふ大きな建前をたつていた。ところが財政計画に上つておらん寄附金或いはこれに相当する費用を市町村は多額の経費を負担してゐる、負担というより

は寄附金の形で出しておる。そこで私は先ほどから大臣にお尋ねしておるの、一体これらの寄附金というものは市町村から徴収し得ることが当然であるとお考えになつておるかどうか。

○政府委員(渡部伍良君) これは仕事、普及事業の運営方法で御承知のよう、先ほどちよつと申上げましたが、市町村当局或いは市町村の団体がこれを手足のごとく使つておる県と、相当上から言つてはちよつと諸弊がありまして、県のほうが指導力を持つてやつておる県と、いろいろのニュアンスの差があるものであります。府県が上からやるということになりますと、当然府県のほうからこれにいろいろな経費を余計付けなければいかん、こういうこと。又そういう県が相当あることと思ひますが、逆に市町村に普及員を駐在させて、例えば長野県のごとき、或いは県の中でも非常に熱心な有力者がいる町村では、まる／＼普及員を市町村に引つ張つて来て、その代りにこれに對して事務費とか、或いは普及事業の協力費用を出す、こういうふうな例があるのであります。これを府県で持たないで町村へ持たすことは当然であるかどうか、こういうことになりまして、この法律の建前から言ひますと、町村には持たしてはおかしいのであつて、府県が持つべきじやないかと、こういうふうにお考えます。

○島村軍次君 大蔵省はその点はどうお考えになりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今農林省から答弁がありまして、この建前からすると、府県と共同でやる仕事でもありまして、本来県が直接に自分の財源によつてやるべきものが筋と思ひ

ます。非常に市町村の要望が只今の例のようにもだしがたくて、市町村からのその申出によつて事実上やつておるということでありまして、筋としては、やはり府県がやるのが適當だと思ひます。

○島村軍次君 そこで、この法律の建前から言つて、人に關するすべての経費はこれは府県及び国で共同をしてやる、こういう建前だとすれば、市町村へこれらの負担を持たせるといふことは、これは適當でないと思ひます。然るに現在の情勢はそうでありまして、相當市町村へ負担をせしめておる。だからしてこれは考え方によつて當然市町村の要望もあるし、これは府県へ負担せしめるのだ、いや、市町村へも負担せしめることが、場合によれば熱心なる市町村には負担せしめるのだ、こういう建前で今日までおいは法律の建前から言つて適當でないと思ひます。これを改めるといふふうなお考えはありますか、どうか。

○政府委員(渡部伍良君) この点は非常にもむずかしい問題でありまして、市町村の負担を義務付けるといふことになりまして、すぐの問題としてはいろいろ問題があるかと思ひます。私のほうでは市町村の負担の分を義務付けたら、果してどうなるかということについて研究を進めて来ておるのであります。先ほど申上げましたように、市町村駐在がいかに、或いは数町村ブロックがいかに、或いは、今までの農林省の方針としては数町村ブロックで改良普及事業をやつたほうがいい、こういうふうな方向が大勢的でありまして、まだはつきりした結論が出て

おりません。もう少し研究したい、こういうふうにお考えをいたします。

○島村軍次君 現在普及員の設置のためには要する経費総額を見ますと、三分の二の補助でということになつておりますけれども、それは事實は四割六分ぐらゐしか當つておらない。これが現実だと思ひます。そこで府県財政から見まして、或いは市町村から申しましたも、只今申上げたように、市町村みづからが非常な負担をしておるといふことが一つ。それから府県の補助率から言つても四割五分にしか當つておらん、こういうことになりまして、それを二分の一に切下げるといふと補助率がなお相當減額することになる。そういう事實に對して大臣は止むを得んと、こうお考えですか、どうですか。

○國務大臣(保利茂君) この事業は國と府県で共同して行つて、併し實際の事情が府県、國以外の負担に歸している分があるじやないか、それが最も大きいくわが来てゐるのは市町村じやないか、こういうところだろうと思ひます。私はこの事情を否定するものではないと思ひます。併しそれがこの助成法の趣意とするところ、よしあしは別として、法の趣意としてゐるところでないことも事實なんぞございします。ここには、やらなければならぬことと實際の問題との間に、調切れない事情になつておることはもう認めざるを得ないと思ひます。従つて現状より更にそのしわが寄つて行くといふことは私は一応ないと考えますけれども、現状はそれじや國、府県以外にしわが来てゐる所はないかと言へば、これは来てゐるといふことは實際問題としてあり得るとまあ認めざる

を得んと思ひます。併しそれじやこの現状が更に府県以外の市町村或いはその他の団体にしわが行くといふことはならないで済むのじやなからうかと、こういうふうにお考えます。

○島村軍次君 地方財政の問題は農林大臣の所管ではないものであります。が、實際問題としては今の地方財政計画というものは、自治庁の弾き出したる数字というものは、自治庁の一方的な一つの基準によつてやつておるわけですから、その結果事實に合わないといふことは、もう條給は勿論旅費、事務費すべてにそうなんです。そこで府県としてはどこを削るかというときに、止むを得ず現在置いてあるものに對してはどうしても相當の活動力を持たんたらん。従つてそのしわはやがて人員整理に及ぶといふことが今憂へられておるわけなんです。今日の農林改良或いは食糧増産の重要なときに、人員整理までに及ぶといふことは、これは忍びんじやないかと、こういうことが唱えられておるわけですが、人員整理のやうな場合が事實として起き得るということがある。現実にいつある際に、農林大臣はこの問題に對して、どうこれに処して行こうかというお考え、方針なんですか。

○國務大臣(保利茂君) この改良事業につきましては、先ほどもお答えいたしておりましたが、私も今お話をうな地方財政の事情から来るところのそういう事態を心懸しないものではないと思ひます。私の県においても今日赤字六億の予算を組んで、どうして浚いで行くかといふことで、そういう問題が現実の課題になつて来ておるやうに承知をいたしておるわけでありまして、ただ

併しこの改良普及事業は、先ほどもお答え申し上げておりますように、成るほど三分の二から三分の一補助率に変更いたしておりますけれども、その総額につきましては、富嶺県を除きましては交付金のほうで措置をいたしておるわけでございますから、この改良普及事業は我々農林省のみならず、共同で行つておられますところの府県においても、各府県においても相当高くこの成果を、仕事を評価して頂いておるということを確認をいたしておるわけでございますし、更に又こうなつても、こういうふうな交付金措置をとつておるから、そういう御心配の点は起らないように万全の措置を講じて参るつもりでおるわけでございます。

○島村軍次君 その且が、万全の措置と言われるが、これは非常に綺麗な言葉ですが、恐らくこの結果は人員整理にまで及ぶという結果になることが予想されるわけですね。その場合、大臣は農林省所管の補助金全体を通じて、或いは今回のこの補助金整理の法律そのものからお考えになつて、このままこの助長法に関する人員整理が引下の結果、これは財源措置をやつていふと言われまますけれども、それは今申上げたように市町村までしわ寄せしてゐるわけなんです。その結果は財源措置が自治庁の一方的な数字で終つてゐるわけですから、勢い人員整理までも及ばんとすると、勢い傾向があるわけですね。その場合の万全の措置というのはどういうこととお考えになつてゐるのですか。

○国務大臣(保利茂君) どういう意味ですか、ちよつと……。

○島村軍次君 万全の措置というの、或いは別途予算を要求されると

か、或いは人員整理はこの際は是非やらんように、他の財源でやるようにというふうな通牒でもお出しになりますか、そういうことの具体的な問題をお聞きしたい。

○国務大臣(保利茂君) この法律が成立した際におきましては、直ちに通牒を以て万全の措置を講じて行きたい、かように考えております。

○島村軍次君 そこでこれは人員整理まで及ぶような、例えば地方行政委員会におきます補助金整理に関する公述人の意見をお説みになつたかどうか知りませんが、これによりまして、すでに実質的に補助金の単価の低下は、二分の一の補助はできない、従つてその結果は本事業の大幅な削減が余儀なくされる、人員整理まで及ぶ、こういうふうな公述になつてゐるのであります。でありますから、只今お話をうな通牒を以て人員整理をやらぬやうなことをただで万全の措置とお考へになつてゐるのか。私の申上げるのは、もつと内容を御審査の上、その人員整理まで及ぶというやうな場合におきましては、別途に市町村等が負担している事務費までも将来及ぶというやうなお考へを新たに考へねばならない必要があると思つてゐる。そういう問題について具体的な今お考へが若しまだ検討中であるということになれば、もつと突き進んで検討を一つ加えてもらいたい、こういうことを希望いたします。

○国務大臣(保利茂君) 三分の二の補助から二分の一補助になつて、それに藉口して人員整理を行うというがごときことは私は絶対にやつてもらつちや

困る、そのために一方において交付金のほうで富嶺県を除いて措置をしてゐるわけでありまして、通牒のみならず、経済部長、農林部長等、各県等にもよく趣意を徹底いたしまして、そういう結果が出て来ないやうに処置をして参りたい、かように考えております。なお細かいことについてはお話をうな点につきましては、十分研究をさせて頂きたいつもりでございます。

○小笠原三男君 関連して……今農林大臣はそういうことをおつしやいしましたが、素直に筋から言へば農林大臣のおつしやる通りなんです。けれども農林大臣は過去の事業における果

或いは市町村の持出し分というものがどれほど高額に達してゐるか、その実情というものを計數の上でちよつとでも御覧になれば、そういうことは到底もう所管大臣としては言へないはずなんです。そういう意味でもう一度素直に一つお尋ねしますが、結論としては確かに人員整理はしなくちやならんと思ふ。これは言つておられますけれども、や

んでは言つておられますけれども、やんでは言つておられますけれども、それは農林当局から各種の補助金助成、それから各方面でもらつてゐる、或いは農業改良事業等である、その施設に援助してもらつてゐる。府県としては農林省から脱まれば入つて来るものが細くなると思つて、他の金でも無理に注ぎ込んで、

普及員は大臣の通牒通りしを維持するでございまして、併し府県の一般の自治体として基本的な財政支出計画にまでこれが影響が起つて来る。それは農林省所管のこととしては維持でき

るかも知らん。いろ／＼のものの圧力をかけられれば、農林部長だろが何

だろうが、それはもうべこ／＼頭を下げるを得ない。実態は農林省と各県の部長或いは所屬行政官との間というものはそういうふうな傾斜してゐるのですから、だから人員整理するなと言われたら、それはやらんでしよう。

けれどもそれが他の一般の地方財政にしろ寄せて行つて行くのだ。そういうことを国みずからやるといふことについては、これは考え直して頂かなければならんというのが我々の考えなんです。そのために、話は長くなつて恐縮ですが、一例を申上げると、そこに資料があるでしよう、昨年度二十九億かのこの事業の金がかつてゐる大

部分には人件費だと言われる。その人件費においても果費の持出し分というものが単に俸給費等の問題だけでも二億四千万円だ。それから当然措置しなければならぬ期末手当、勤勉手当、超過勤務手当は一文も出してやらん。計算の基礎に入つておられる。指導旅費そのものでも九千万円からの持出し分が出てゐる。それはお前たちのほうは仕事をやり過ぎるのだ。国のきめた通り旅費を使つて、あとは遊んでおればいいんだと言われれば、それはそれまです。併しこの人員を確保するに

ついても現在の人員が一万二千七百十三人だ。これは国のきめた定員から見れば百六十二人多いと言いますけれども、殆んどは定員に近い数なんです。それでお且つてこういう持出し分がある。市町村そのものは三億から運営費の寄附をしてゐる。国自身が当然措置しなければならぬ給与の或る特定の部分については一切従来も見てお

らなかつた。今後この分は地方が見な

くちやならん。而も又三分の二が三分の一になる。そうしたら純果費の増といふものは、持出し分といふものは、これは莫大なものになる。こういうことで交付金で見えてゐる、見ておると言つても、これは六級五号なら六級五号といふ仮定標準俸給についての二分の一といふものをただ積算するだけなんだ。単位費用としては現実離れのした費用で計算してゐるだけなんだ。そういうことから考えれば、農林行政のトップにある大臣といたしましては、これはもう地方でやつてもらふのだ、やれるんだと、どこを押したら言えます。ただあなたが最初におつしやつた通り、自分は三分の二で行きたいのだ

が、財政の都合上止むを得ず二分の一、それだけが理由なんだ、こうおつしやつてゐるから、私たちが農林大臣の本意は飽くまでも三分の二を堅持したいといふところだつたらうと考へるからじつとしておられるのですが、併しま

あ人員整理はなかりやう。そういうことはさせない。こう言いますけれども、こういう財政の状況を見て、そういうことを農林大臣がおつしやることは、地方の当事者に対してはそれは至極酷なこと、冷徹無情なことですよ。国務大臣として、而も国の財政、地方の財政共に睨み合して財政計画を立てられて、地方の自治なり国の政治をやつて行く責任者として、これだけのしわ寄せがあるものを、まあ止むを得ない、而も人員整理はさせないのだ、そういうことだつたら、どつかにしわが

行くんだといふことはお認めにならなくちやならんと思ふ。その点は止むを得ないものとして大臣もお認めにな

れますか。或いは又もう一度伺います

が、給与貸の金額について、給与であろうと何であろうと、本年度の地方財政計画の積算の基礎には全部この期末手当でも何でも入れて、二分の一で給与をする方針で参りますか、この二点をお伺いしたい。

○国務大臣(保利茂君) 予算を今日動かすという考えはございません。ただ人員整理をさせないようにするから冷然無情だという意味はどういう意味になりましようか。成るほどいろいろな関連において地方財政が非常に困難して来ているという事は、その通りだと私も承知をいたしております。そこで改良普及事業の取扱につきましては、私どもとしては只今御了解を得ておりますように、同等の、同じような条件下にあるならば、これはたしかに国と県と、乃至は又市町村と同じような割合で共同してやるべき仕事であると思うわけであります。実際の事情からいまして、又この普及事業が今日まで進展して参っておりまして、私は申しながらも、今後推進して参ります上から行きますれば、私どもは三分の二の補助が少くとも適当であると考えて努力いたしたわけでありますけれども、只今の事情からいまして、二分の一に変更をする、但し変更をするけれども、地方財政の事情に鑑みて、富裕層の分については止むを得ずとするも、その他の県についてはこれに見合うところのものを交付金の中に織込むという措置をとつておるわけでございまして、その面からいまして、地方庁に改良普及事業の緊要性を、従つて普及事業を後退せしめないようにという措置を講ずることは、私はとらして頂いても差支えないことで

はないか、又とらなければならぬ措置ではないか、こういうふうな考えはおるわけではございません。

○小笠原三男君 そのことは農林大臣としておやりになるでしょう。私はそういうことは否定しないのです。ただあなたが交付金で見るとおっしゃいますけれども、従来の平衡交付金法に基くこの財政調整を、今年度も過年度として交付金においてやるのです。それは御承知のように六級五号なら六級五号というその低い給与で、離れもそういう給与はもたつていない、そういう給与単価で計算をしているのです。従つて現実にはここにも記載されてある通り、普及員一人当り月額で俸給そのもので千四百円から地方が持出しおるのです。専門技術員については一万三千円から足りないのです、一人について……そういう単価で計算したもので国は二分の一だ、交付金では三分の二廻してやるんだと言つて、その金で、じや生きた人間に給与してやることのできるかと、過去から現在までその給与はできないのです。従つて地方はその分だけ純県費を支出しているわけですから、ところがそういう状態であれば、なおかつ本年度からは純県費の持出し分というものは殖えて来るわけなんです。殖えて来るものとが明らかにならぬ、農林大臣としては、人員整理等のことのないように地方の協力を願つて、こう言つてやるというのです。そのことはできるのです。言うてやることは……そして私もいろいろ補助金その他の配分が自分の県に細くなつては困るから、それは農林省のおつしやる通り、それは聞くのでございまして。併しその分、そ

れは地方の他に使わなければならぬような財源までもこれへぶち込むことを強要する結果になるのです。そういうことは、今の平衡交付金法なり、地方交付税法なりの建前からしては、突はとつてはならないことなんです。そのとつてはならない措置をあなたはやらせようとしておるわけですね。そういう点に我々は問題があると、こういうふうなまゝ考えてお尋ねしているわけなんです。十分交付金をお返しになるのですか。而もこの交付金というものは、あなたが御承知のように、国税のうちの何割かを限度としてそのきまつた金額をただ廻してやるだけであつて、心底から地方財政の必要を充たすために計算されて出している金じやないのです。毎年度その税収見込額が違えば、これは計画も違つて来るのです。実際それで足りるものやら足りないものやらは、自治庁がただ計算の上、辻褄を合わせているだけなんです。従来の年度の平衡交付金よりは、本年度の交付税交付金なるものは減額されておるのです。地方財政全体としては非常に窮屈になつて来る年なんです。それにさつきもお話のように、税率の変更等に伴う六十七億という地方財政計画が覆えつてしまつた今日において、なおこういうしわ寄せになる結果が明らかになることを農林大臣としては我慢してやつてくれという通牒を出すという事は、冷然無情だと言つて間違いないでしょうか。国で手当てすべき点が相当この問題については、地方財政が全体についても、或いはこの問題についていふならば、地方としては納得されないうらうということをお申上げておるのです。

○政府委員(渡部伍良君) 俸給単価の問題、これは地方のみならず中央でも非常にむづかしい問題でありまして、各官庁、或いは極端に言えば、局別にいろいろの問題があつて我々側でおるわけでありまして。お話を……

○小笠原三男君 あなたのほうからは、期末手当や、勤勉手当や、超過勤務手当については、今年の交付金の算定基準の中に見込むか、それだけ聞きたい。

○政府委員(渡部伍良君) お話の点はそういう点で、不足分をこちらで平均単価でやつて、不足分を財政事情で見込めば辻褄が合うと、こういう計算になると思ふのであります。ところが補助職員の数が非常に多くありまして、或る事業の補助職員ではマイナスになる、或る職員ではプラスになる、こういうふうなことを県ごとにやつてトータルしますと、県ごとにプラスの県とマイナスの県が出て来る。その調整が十分に行かないと、マイナスの県、つまり県の負担がプラスになる県が、どうしても持出しにならなければいけません。こういう結果になつておると考えておるのであります。この点はなかなかむづかしい問題でありまして、今のところはその処置が付いていないのであります。

○小笠原三男君 付いていないから、放つたらかしら私の言う通りのことだけじゃないか。それでなお農林省局長なりの通牒で、人員整理はしないように然るべくというようなことは、どこを押せば言えるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) はつきり申上げますと、これは結局今まで純県費で負担して頂いておつたのを、二十九

年度から零にするわけには行かない、純県費負担の分を相当程度減して頂かなければならぬ、こういう結果にならざるを得ない。こういうことになると思ひます。

○小笠原三男君 そういうことをわかりきつてこういう法案を出す限りは、あなたたち事務局としては、これは愚法だということを御認の上出しているわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど大臣からいろいろお話をいたしましたように、紆余曲折を経て出ているのであります。

○小笠原三男君 あなたがそういうことを大臣の答弁に代つて答弁する限りは、あなたに私は聞く。今までのいろいろ各委員からお話のあつた点は、あなたお認めになりますか、論理としてお認めになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) いろいろ御意見は理屈に合つてはいる部分と、理窟に合つておつても實際上できない部分がある、こういうふうな思ひます。

○小笠原三男君 それでは深く責任を痛感しておりますが、この方面の行政担当をする所管省として……

○政府委員(渡部伍良君) 勿論責任を痛感して、これが改善につきましては先ほど来申上げましたような研究をいたしております。

○上林忠次君 農林省の大臣初め皆御意見を聞きますと、大体必要な普及の仕事に対して、あと迷惑のかからんように、地方財政に迷惑のかからんように十分の処置をとつてやるというふうなお気持ちを聞いております。それになぜそういうふうな交付金を出して、この三分の二を減したか、わざわざそ

○武蔵常介君　只今同僚の委員から大分御質問がありまして、政府当局も御答弁に非常に困つておるようでございますが、私つらく／＼考えてみまするのに、一体この法案そのものがやはり根本的にそうした様相を帯びておると考へるのであります。つまり政府の財政計画というものががつちりしてないといふことがこういうふうになつて來ておる、例えば昨年教育の国庫負担の半額を富裕県には交付しないといふので、二回かに亘りましてこれの臨時措置によりまして打切りを出したのでございしましたが、それが流れてしまつた。だん／＼新聞等を見まするといふと、これも政府内部において何大臣は熱がなかつたとか、何とかいうような

から研究をして拒絶しなければならん、こういうときでありますにもかかわらず、これを減すということとは甚だ矛盾した方法ではないか、成るほど交付金もありましようが、この交付金が非常にどうもあいまいになるというので、実際の職員は非常な不安を持つておられるのであります。実際において今日まで仮に三分の二を支給して、県があと三分の一をがっちり支給しておつたならばよろしいのであります。実際ににおいては県又は村等を加えますという、三分の一以上負担いたしますておりまして、従つて現在通りの負担に地方はなるのではない、従つて職員に対してはその支給が減するのではない、或いは只今皆さんからお

○國務大臣(保利虎君) 三分の二の補助が二分一補助になつて普及員の士気が減退して来るということは、これは見方々々だらうと存じますけれども、私は考え方によれば、むしろ普及員が茨木県なら茨木県の県費と申しますか、地元の依存度が高まる、実質は交付金の措置で同様だと存じますけれども、そういう形はむしろその界職員的身分、従つてその責任と申しますか、私はむしろそつちのほうの利益のほうが多いのじやないかというふうな感じが、これはまあ感じでございますから、いずれにしても同様であると思つて来るというところ、本来の普及事業に没頭できず、いろいろな難用にとられ

○武藤常介君　只今大臣は大変に、人間は理想的に考れば成るほどそうでありまして、やはり人間の情でありますからして、今度は補助を減じられたということになれば確かに私は気分が憂る、つまり本当に国家がこの指導が必要ならば補助を増額してもよいしなすべきではないか、殊に本年のごときは非常に食糧が不足する、これがためには種々なる方策を使つて高い食糧も輸入しなければならぬ、こういう場合にかかわらず、これを緩めるといふことは根本的に私はうまくないと思う。そこでなぜこういう案を編みだかといふことが根本問題なのであります、先ほど申しました教育費の問題

ます。

○上林忠次君 関連して……。現在の普及施設が今のままでいいか悪いかという根本の問題になりますが、今一万二千人或いは三千人程度、その程度であれだけの大きな農業の生活改善、農業政策の推進、こういうようなことをやつておるのであります。併しこんなことでは足らんのじやないか。前にも農林大臣にちよつとお尋ねしたこともありますが、今那單位で途中で切れてはいるじやないか、今の普及員の指揮網は末端まで行つていない、町村まで行つていないじやないか、切れたままになつてゐるのであります。まだ／＼増員して町村までこれを普及させるといふところまで行かないと本当の効果

は出ないと思うのであります。この普及員をもつと強化したいという気持は内閣全体の気持じやないか。今回の議会の初めの首相の方針演説の中にもありましたが、食糧増産の方策として農地の改善、又農業技術の普及改善、食生活の改善というようなことを申しておられました。これだけ力こぶを入れて農林関係の問題に熱心だといううな今の内閣の方針から行きますと、今回のやり方はどうもこれは方針と違っているじやないか、もつと熱を持つてこれはやらなくちやいかにじやないか、私その点を強調して申上げたいのであります。すでに今でもこの三分の二が二分の一になるということで、長野県、長野県、兵庫県、又千葉県ですが、そこらではすでに人員の整理をしようというところまで行つていゝるというのを聞いております。現在ですら足らんようなそういうような施設に対してまだこれが少くなる、或いは国庫で補助を見られていないボースとか、諸施設の補助、そういうようなものに対しては、ますく減つて来るのじやないかというのを考えますと、これは日本の農業の今の現状を考えまして大問題じやないか。もつと農林省としてはこの点に重点を置いてもらわなくちやいかに。農林省の大きなほかの施設にしまして、これ以下に施設はたくさんあるじやないか。そんな分を削つてもこれに充たせる。例えばこれは言過ぎかも知れませんが、干拓事業にしまして、開墾の仕事にしまして、大きな金を使つていつになつて効果が上るかわからんじやないか、(然り)と呼ぶ者あり)開墾で申上げますと、農林省の指導が悪

いか、監督が悪いのかの結果、地方では畑にならないような山を開墾する、それで開墾費を相当使つて、数年後にはこれを山にするというような状態で、効率の上らないところに相当金が使われている。そういうような点、又農業委員会というようなものもあります。が、諸種の施設の補助を見ておりますと、或る程度減額或いは廃止する、当分の間の指導員の組織をもつと強化するといふところまで考え直して頂きたいと考えるのですが、現在の指導網に對しまして農林省はどういう工合に考えておられるか、この点御答弁願いたい。

○国務大臣(保利茂君) 武蔵委員のお尋ねでございましたが、これはもう何ぼここでやりましたと申上げてみしましたところで、この案の提出に賛成をいたして出しておるわけでございますから、私は私の努力の最善を尽しましたと申上げるよりほかはございません。なお只今お話の農林予算の他の部分を削減しても、これはむしろ増額すべきである。御意見は十分伺いますけれども、私といたしましては、他の節減すべき農林省には予算はございませんと申上げるよりほかはございません。

を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

散会に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松永義雄君) それじや散会いたします。

午後三時五十七分散会